投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2024年12月11日





たわらノーロード インド株式Nifty50

追加型投信/海外/株式(インデックス型)

商品分類			属性区分						
単位型• 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為 替 ヘッジ ^{*2}	対象インデックス
追加型	海外	株式	インデックス型	その他資産 (投資信託証券*1)	年1回	アジア	ファミリーファンド	なし	その他 (Nifty50指数 (配当込み、円換算ベース))

- ※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「株式 一般」です。
- ※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
- ◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp/) でご 覧いただけます。

この目論見書により行う「たわらノーロード インド株式Nifty50」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2024年11月25日に関東財務局長に提出しており、2024年12月11日にその効力が生じております。

- ■本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ■ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論 見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホーム ページで閲覧できます。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は 請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社 にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。 なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨 をご自身で記録しておくようにしてください。

- ■ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ■ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理 されています。
- ■ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号設立年月日:1985年7月1日

資本金:20億円(2024年8月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:19兆1,684億円 (2024年8月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

【ホームページアドレス】

https://www.am-one.co.jp/

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

Nifty50指数(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果を図ることを目的として、運用を行います。

ファンドの特色

Nifty50指数(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果をめ ざします。

- ●Nifty50インデックス・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、主としてインドの金融商品取引所等に上場する株式(上場予定を含みます。)(*)に実質的に投資します。なお、株価指数先物取引、外国為替先物取引、外国為替予約取引、日本や米国の短期国債、上場投資信託証券に実質的に投資を行う場合があります。
 - (*)DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。
- ●実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ※マザーファンドにおいて、Nifty50指数(配当込み、円換算ベース)への連動性を高めるため、株価指数先物取引、日本や米国の短期国債、上場投資信託証券を活用する場合があります。特に、設定当初については、インドの現物株式を取引するための現地口座開設までに一定の時間を要します。それまでの間、株価指数先物取引等を中心に運用を行います。
- ※マザーファンドにおいて、通貨エクスポージャーの調整を目的として、外国為替先物取引や外国為替予約取引を活用する場合があります。
- ※マザーファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。

Nifty50指数について

Nifty50指数は、インド国立証券取引所に上場している浮動株調整後の時価総額、流動性等の基準を用いて選定した様々なセクターの優良企業上位50社の株式で構成される株価指数です。構成銘柄のウェイト算出方法は、浮動株調整済時価総額加重平均方式です。定期的な採用銘柄の入替えは半年ごとに行われます。1995年11月3日を基準日とし、基準日の指数値を1,000として、インド・ルピー建てで計算されています。

ご購入時およびご換金時に手数料がかからないファンドです。

- ●ご購入時に購入時手数料がかからないノーロードタイプです。
- ●ご換金時に換金手数料がかからず、信託財産留保額もありません。

1回決算を行います。

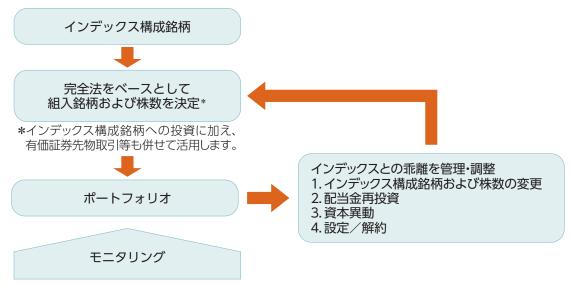
- ●毎年10月12日(休業日の場合は翌営業日。)に決算を行い、基準価額水準、市況動向等を 勘案して分配金額を決定します。
- ●将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ●分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお 約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。



ファンドの目的・特色

運用プロセス

ポートフォリオの構築にあたっては、原則としてインデックスである「Nifty50指数」を構成するすべての銘柄を、その時価構成比で組み入れること(完全法)をめざします。ただし、インデックスへの連動性を高めるため、信託財産の規模や運用の効率性等の観点から、インデックス構成銘柄への投資に加え、有価証券先物取引等も併せて活用します。インデックスに対する連動性を随時確認し、必要に応じてポートフォリオのリバランスを実施します。

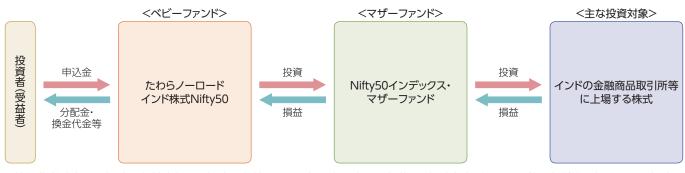


- ※上記はマザーファンドの運用プロセスです。
- ※運用プロセスは、有価証券届出書提出日(2024年11月25日)時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

■ファンドの仕組み

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



株価指数先物取引、外国為替先物取引、外国為替予約取引、日本や米国の短期国債、上場投資信託証券に実質的に投資を行う場合があります。



ファンドの目的・特色

■主な投資制限

- •マザーファンドへの投資割合には、制限を設けません。
- •株式(DR等を含みます。)への実質投資割合には、制限を設けません。
- •外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・マザーファンド以外の投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- •デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- •外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的(通貨エクスポージャーを調整する目的を含む)以外には利用しません。

■分配方針

年1回の決算時(毎年10月12日(休業日の場合は翌営業日))に、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

■マザーファンドの概要

ファンド名	Nifty50インデックス・マザーファンド
主要投資対象	インドの金融商品取引所等に上場する株式(上場予定を含みます。)(*) なお、株価指数先物取引、外国為替先物取引、外国為替予約取引、日本や米国の短期国債、上場投資信託証券に投資 を行う場合があります。 (*)DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等(以下「DR等」といい ます。)を含みます。
投 資 態 度	①主としてインドの金融商品取引所等に上場する株式(DR等を含みます。)に投資を行い、Nifty50指数(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。 ②Nifty50指数(配当込み、円換算ベース)への連動性を高めるため、株価指数先物取引、日本や米国の短期国債、上場投資信託証券を活用する場合があります。 ③通貨エクスポージャーの調整を目的として、外国為替先物取引や外国為替予約取引を活用する場合があります。 ④株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。 ⑤組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

○マザーファンドの主な投資制限については、請求目論見書または約款に記載しております。

指数の著作権等

当ファンドは、NSE INDICES LTDによって後援、推奨、販売、または販売促進されているものではありません。NSE INDICES LTDは、当ファンドの受益者または一般のいかなる人に対しても、有価証券投資全般または当ファンドへの投資の是非、あるいはNifty50指数のインド株式市場全体のパフォーマンスへの連動性について、明示的か黙示的かを問わず、いかなる表明もしくは保証も行いません。NSE INDICES LTDとアセットマネジメントOne株式会社との関係は、アセットマネジメントOne株式会社や当ファンドと関係なくNSE INDICES LTDが決定、構成、算出する指数およびその指数に関する商標および商号の使用許諾に関するものに限られます。NSE INDICES LTDは、Nifty50指数を決定、構成、算出するにあたり、アセットマネジメントOne株式会社や当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。NSE INDICES LTDは、当ファンドの設定におけるタイミング、価格、数量の決定、または当ファンドを換金する際の算式の決定や計算に関与しておらず、それらの責任を負いません。NSE INDICES LTDは、当ファンドの管理、販売、または取引に関して義務や責任を負いません。

NSE INDICES LTDは、Nifty50指数やその中に含まれるデータの正確性および完全性を保証するものではなく、その誤り、欠落、障害に対していかなる責任も負いません。NSE INDICES LTDは、アセットマネジメントOne株式会社、当ファンドの受益者、またはその他の個人や団体がNifty50指数やその中に含まれるデータを使用することによって得られる結果について、明示的か黙示的かを問わず、いかなる保証も行いません。NSE INDICES LTDは、明示的か黙示的かを問わず、いかなる保証も行いません。NSE INDICES LTDは、明示的か黙示的かを問わず、いかなる保証も行わず、指数やその中に含まれるデータに関して、商品性、特定の目的や使用に対する適合性のすべての保証を明示的に否認します。上記に関わらず、NSE INDICES LTDは、いかなる直接的、特別的、懲罰的、間接的、または結果的損害(逸失利益を含む)も含めて、当ファンドに関連するあらゆる損害や損失について、たとえそのような損害の可能性について通知されていたとしても、何ら責任を負いません。

投資家は、当ファンドを購入することにより、上記の免責事項を承認、理解、承諾したものとみなされ、これに拘束されるものとします。



投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式市場や当ファンドが実質的に投資する企業の株価が下落した場合には、その影響を受け、基準価額が下落する要因となります。また、新興国の株式は、一般に先進国株式に比べ株価変動が大きくなる傾向があるため、基準価額が大きく下落する場合があります。

為替変動 リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。当ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として為替へッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため、為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には、実質保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも基準価額が下落する可能性があります。

カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また、取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が下落する要因となります。当ファンドが実質的に投資を行う株式や通貨の発行者が属する国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化等が株式市場や為替市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制等の種々な規制の導入や政策の変更等の要因も株式市場や為替市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

信 用 リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが実質的に投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、また、こうした状況に陥ると予想される場合、信用格付けが格下げされた場合等には、株式の価格が下落したり、その価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の 下落要因となります。

有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。新興国の株式に実質的に投資する場合、先進国の株式に比べ流動性リスクが大きくなる傾向があります。



投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の 適用はありません。
- ●当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ●有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- ●収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
 - ・収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - •受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻 しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本 のことで、受益者毎に異なります。
 - •分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- 当ファンドはマザーファンドへの投資を通じてNifty50指数(配当込み、円換算ベース)に連動する 投資成果をめざして運用を行いますが、当該インデックス採用全銘柄を組入れない場合があること、資金流出入から組入銘柄の売買執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや 信託報酬等の費用を負担すること等により、基準価額と当該インデックスが乖離する場合があります。
- インドの金融商品取引所で取引されている株式は、インドの税制に従って課税されます。インドにおける、非居住者による株式の売却益(キャピタル・ゲイン)に対する税負担等が、基準価額に影響を与える可能性があります。また、外国人機関投資家の保有比率等に制限のある銘柄を投資対象とする場合には、運用上の制約を受ける場合があります。インドの税制・制度等は、変更となる場合があります。
- ●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



投資リスク

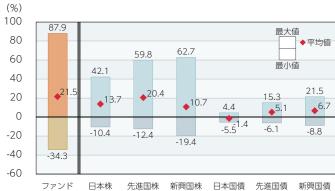
<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- *有価証券届出書提出日現在、分配金再投資基準価額およびファンドの年間騰落率はありません。
- *ファンドの実績がないため、ファンドの年間騰落率に代えて連動する投資成果を目指す対象インデックスの年間騰落率を表示しております。
- *対象インデックス算出の月末時点はファンドの騰落率算出の月末時点とは異なる場合があります。
- *ファンドの対象インデックスはNifty50指数(配当込み、円換算ベース)です。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債 2019年9月~2024年8月

- *上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- *有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績がないため、ファンドの年間騰落率に代えて対象インデックスの年間騰落率を用いて算出・表示しています。
- *対象インデックス算出の月末時点はファンドの騰落率算出の月末時点とは異なる場合があります。
- *すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日 本 株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先 進 国 株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先 進 国 債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



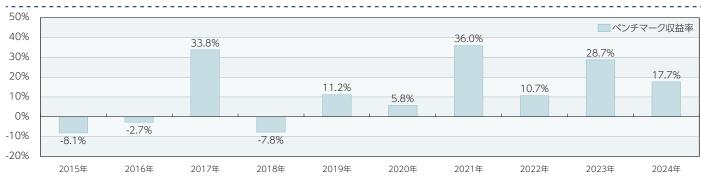
有価証券届出書提出日現在、当ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移	分配の推移(税引前)
該当事項はありません。	: 該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移(暦年ベース)[データの基準日:2024年8月30日]



- ※設定日以前のベンチマークの収益率を表示しています。
- ※2024年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
- ※当ファンドのベンチマークは「Nifty50指数(配当込み、円換算ベース)」です。
- ○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
- ○ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
- ○委託会社のホームページ等で運用状況を開示することを予定しています。



手続·手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1□=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。 なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2024年12月11日から2026年1月14日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 •インド国立証券取引所の休業日 •シンガポール証券取引所の休業日 •シンガポールの銀行の休業日 •ニューヨークの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを 得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	無期限(2024年12月11日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了 (繰上償還)することがあります。 •信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 •純資産総額が30億円を下回ることとなった場合 •対象インデックスが改廃された場合 •やむを得ない事情が発生した場合
決 算 日	毎年10月12日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会 社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い 合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用 対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱 いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。



手続·手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する	5費用				
購入時手数料	ありません。				
信託財産留保額	ありません。				
投資者が信託財産で間接	的に負担する費	用			
	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率0.2805%(税抜0.255%) 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の 6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときファンドから 支払われます。				
運用管理費用	支払先	内訳(税抜)	主な役務		
(信託報酬)	委託会社	年率0.130%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価		
	販売会社	年率0.105%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内 でのファンドの管理等の対価		
	受託会社	年率0.020%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価		
そ の 他 の費 用・手 数 料	きます。 •組入有価 •信託事務 •外国での •監査法人 監査費用はも 日の場合はる ファンドからる ※これらの費	証券等の売買の「の処理に要する。 の処理に要する。 資産の保管等に 等に支払うファン 毎日計上(ファント 翌営業日)および 支払われます。	要する費用 (ドの監査にかかる費用 等 ドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業)等計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度 こ見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前		

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

※上場投資信託(ETF)は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託(ETF)の費用は表示しておりません。

■税金

- ●税金は表に記載の時期に適用されます。
- ●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換 金(解 約)時 お よ び 償 還 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

[※]少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※上記は2024年8月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税 務専門家等にご確認されることをお勧めします。



(参考情報)ファンドの総経費率····································	
ファンドは運用を開始していないため、開示できる情報はありません。(有価証券届出書提出日現在)	

